

令和5年度 第1回大阪府立労働センター指定管理者評価委員会 議事概要

1 日時：令和5年7月14日（金）午前10時～午前10時50分

2 場所：エル・おおさか南館4階 会議室B

3 出席者：出席委員5名（定数5名）

白木委員長、川口委員、関野委員、矢吹委員、志賀委員

4 決定事項

議題（1）令和5年度評価項目の設定について

- ・事務局案のとおり承認

議題（2）第2回評価委員会の日程について

- ・令和6年1月10日に決定

5 主な意見・質疑

<議題（1）令和5年度評価項目の設定について>

- ・事務局より説明の後、以下のとおり、質疑応答を行った。

委員）サービス向上を図るための取組みとして「資料3」のI（4）における事業計画に「サービス向上を図るための委員会の設置」とあるが、具体的にどのような委員会を設置したのか。

事務局）事業サービス向上のために「参考資料2 事業計画」の7ページのとおり指定管理者において委員会を開いている。

委員）設置ということは、昨年の評価意見等をもとに新たに委員会を設置したのか。

事務局）従来から設置されており、（事業計画書の該当箇所は）新たに設置するという意味ではない。引き続きサービス向上のための取組みを行っている。

委員）評価項目案の利用料金収入目標に関連して、大ホールを3ヶ月間閉鎖するため、料金収入の予算が1100万円に減少となっているが、大ホールの利用料金収入は、どのくらいか。

事務局）令和4年度の実績においては、エルおおさか全体の利用料金の収入は2億4900万円、うちホールの年間収入は約3400万円となっている。今回、電気系統の大規模な工事であるため3か月閉鎖して実施せざるを得ない。大ホールは、エル・おおさかのシンボリックな施設であり、コロナ禍において大規模に人が集まる催事が中止・延期になり収益にも影響がでた。エル・おおさか全体では徐々に利用率が回復してきているが、大ホールは順調に回復しているとは言えない状況。

委員）工事は施設所有者である大阪府が設備投資して改修するのか。

事務局）施設所有者である大阪府は今回のような大規模な修繕工事を予算措置の上、実施している。一方、指定管理者はWi-Fiの設置など主として利用者の利便性向上につながる工事を自らの提案のもと行う。

委員）以前、トイレの洋式化について議題にあがったが、どちらが行ったのか。

事務局）トイレの工事は利便性の向上のため指定管理者が行った。

委員) 大ホールの利用率が回復していないとのことであったが、そもそも大ホールとは、どのような活用がなされているか。

事務局) ホールは、800人収容可能で、記念式典や演劇、労働組合の大会等にご利用いただいている。利用率が回復していないことについて、コロナ禍によって需要が一時的に減少したことによるものか、需要がそもそもなくなったのかいずれかは分析できず、苦慮している。今年度、コロナ禍の収束にともない利用状況を見極めていきたい。

委員) 利用状況について、インターネットリスティング広告をどう活用していくのか。インターネット広告を出したからといって利用が増えるわけではない。大阪府とも連携して方向性を決めていただきたい。

事務局) 広告を出したうえで需要が少ないという場合は、今の状況にあった施設の利用形態を検討していくことも考える必要がある。

委員) 大ホールの閉鎖時期は利用率が高い時期か。3カ月の閉鎖でエル・おおさか全体の収益に影響はないのか。

事務局) 年末年始にエル・おおさかが休館となるため、影響が比較的少ない時期にあわせて閉鎖期間を設定した。他の会議室の収益もあるので、全体でいうと10~20%くらいが減収になる。

委員) 集会室などは、定年退職した方の同窓会などに使用したほうがよいのでは。広報のターゲット層を高齢者に絞ってよいのではないか。平日の昼間利用も見込める。

事務局) ご意見を参考にして検討していく。集会室については、令和6年度は本府の執務室に用途を変更する予定である。

委員) 今年度の評価項目については、経年比較するということもあり、事務局案で構わないが、次の指定管理者の評価項目では、労働センターという施設であることから、労働関係法令の順守も評価項目としてはどうか。数年前、別の自治体において指定管理者が最低賃金以下で人を雇って業務を行っていた例もあると聞く。

事務局) 法令順守はもちろん大前提である。障がい者の法定雇用率などもあわせて、評価していく。

委員) 法令をしっかりと守っていることそのものも事業者に対する評価項目になると思う。次回以降検討されたい。

事務局) ご意見を参考にして検討していく。

委員) 「別紙2」の令和4年度の収支をみるとマイナスになっている。この状況で設備投資に費用をかけるか否かはかなり大きな問題。通常、指定管理期間である5年で償却できないものは民間企業では投資することは困難である。

事務局) ご指摘の通り。大規模修繕、投資などは施設所有者である大阪府が施設を中長期的にどう使っていくかという観点をもとに行っていくもの。そのうえで、指定管理者がさらなる設備改修などの改善を行っていく。昨今、例えばPMOという新しい制度が導入され、府営公園で15~20年という長期の指定管理期間のもとに投資をさせ、それによって得た収益で設備改修するといったこともやっている。そういった制度上の改正がなされれば、ご指摘の問題は改善されていくのでは

ないか。

事務局) 次回評価委員会の日時について、指定管理者契約の最終年度のため1月ごろを予定している。各委員の予定を伺いたい。

委員) 次回の評価委員会の評価が、次の指定管理者選定に反映されるのか。その場合は、選定の時期に合わせたほうがよい。

事務局) 今回の評価委員会の評価については、公募の開始前になされるため、次の指定管理者の選定に影響を及ぼすものではない。昨年度評価委員会で行った年次評価に加え行った総合評価がIVであれば、次の指定管理者の選定の総合評価に影響を及ぼしていたが、実際には、総合評価IVではなかった。今年度の評価については評価委員会の前に公募が開始されるため反映されない。

委員) 次回については、来年1月上旬の開催が望ましいということであるので、1月10日午前10時を提案する。

事務局) 他に反対の方もいないので、次回の日時は提案通りとする。

以上